

第 1 6 回 地 域 医 療 構 想 に 関 する W G	資料 2-1
平成 3 0 年 1 0 月 2 6 日	

# 医療法及び医師法の一部を改正する法律の成立及び 施行について

# 医療法及び医師法の一部を改正する法律の概要

## 改正の趣旨

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設【医療法】

医師少数区域等における一定期間の勤務経験を通じた地域医療への知見を有する医師を厚生労働大臣が評価・認定する制度の創設や、当該認定を受けた医師を一定の病院の管理者として評価する仕組みの創設

### 2. 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化【医療法】

都道府県においてPDCAサイクルに基づく実効的な医師確保対策を進めるための「医師確保計画」の策定、都道府県と大学、医師会等が必ず連携すること等を目的とした「地域医療対策協議会」の機能強化、効果的な医師の配置調整等のための地域医療支援事務の見直し 等

### 3. 医師養成過程を通じた医師確保対策の充実【医師法、医療法】

医師確保計画との整合性の確保の観点から医師養成過程を次のとおり見直し、各過程における医師確保対策を充実

- ・ 医学部：都道府県知事から大学に対する地域枠・地元出身入学者枠の設定・拡充の要請権限の創設
- ・ 臨床研修：臨床研修病院の指定、研修医の募集定員の設定権限の国から都道府県への移譲
- ・ 専門研修：国から日本専門医機構等に対し、必要な研修機会を確保するよう要請する権限の創設  
都道府県の意見を聴いた上で、国から日本専門医機構等に対し、地域医療の観点から必要な措置の実施を意見する仕組みの創設 等

### 4. 地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応【医療法】

外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化するため、二次医療圏を基本とする区域ごとに外来医療関係者による協議の場を設け、夜間救急体制の連携構築など地域における外来医療機関間の機能分化・連携の方針と併せて協議・公表する仕組みの創設

### 5. その他【医療法等】

- ・ 地域医療構想の達成を図るための、医療機関の開設や増床に係る都道府県知事の権限の追加
- ・ 健康保険法等について所要の規定の整備 等

## 施行期日

2019年4月1日。(ただし、2のうち地域医療対策協議会及び地域医療支援事務に係る事項、3のうち専門研修に係る事項並びに5の事項は公布日、1の事項及び3のうち臨床研修に係る事項は2020年4月1日から施行。)

# 医療法及び医師法の一部を改正する法律の成立まで

平成30年3月13日 法案閣議決定

## 参議院（※参議院先議のため）

### （参議院厚生労働委員会）

平成30年4月17日 提案理由説明

平成30年4月19日 法案審査①（6時間）

平成30年5月15日 参考人の意見陳述

- ・ 今村 聡 氏（公益社団法人日本医師会副会長）
- ・ 松田 晋哉 氏（学校法人産業医科大学医学部教授）
- ・ 立谷 秀清 氏（相馬市長・全国市長会副会長）
- ・ 植山 直人 氏（全国医師ユニオン代表）

法案審査②（3時間30分）

平成30年5月17日 法案審査③（2時間）、可決

### （参議院本会議）

平成30年5月18日 可決

## 衆議院

### （衆議院厚生労働委員会）

平成30年7月10日 提案理由説明

平成30年7月11日 法案審査①（7時間）

平成30年7月13日 参考人の意見陳述

- ・ 片峰 茂 氏（国立大学法人長崎大学名誉教授・医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会座長）
- ・ 三宅 養三 氏（愛知医科大学理事長・国立大学法人名古屋大学名誉教授）
- ・ 門田 守人 氏（日本医学会会長・堺市立病院機構理事長）
- ・ 本田 宏 氏（NPO法人医療制度研究会副理事長・一般社団法人日本医学界連合労働環境検討委員会委員）
- ・ 猪口 雄二 氏（公益社団法人全日本病院協会会長・医療法人財団寿康会寿康会病院理事長）

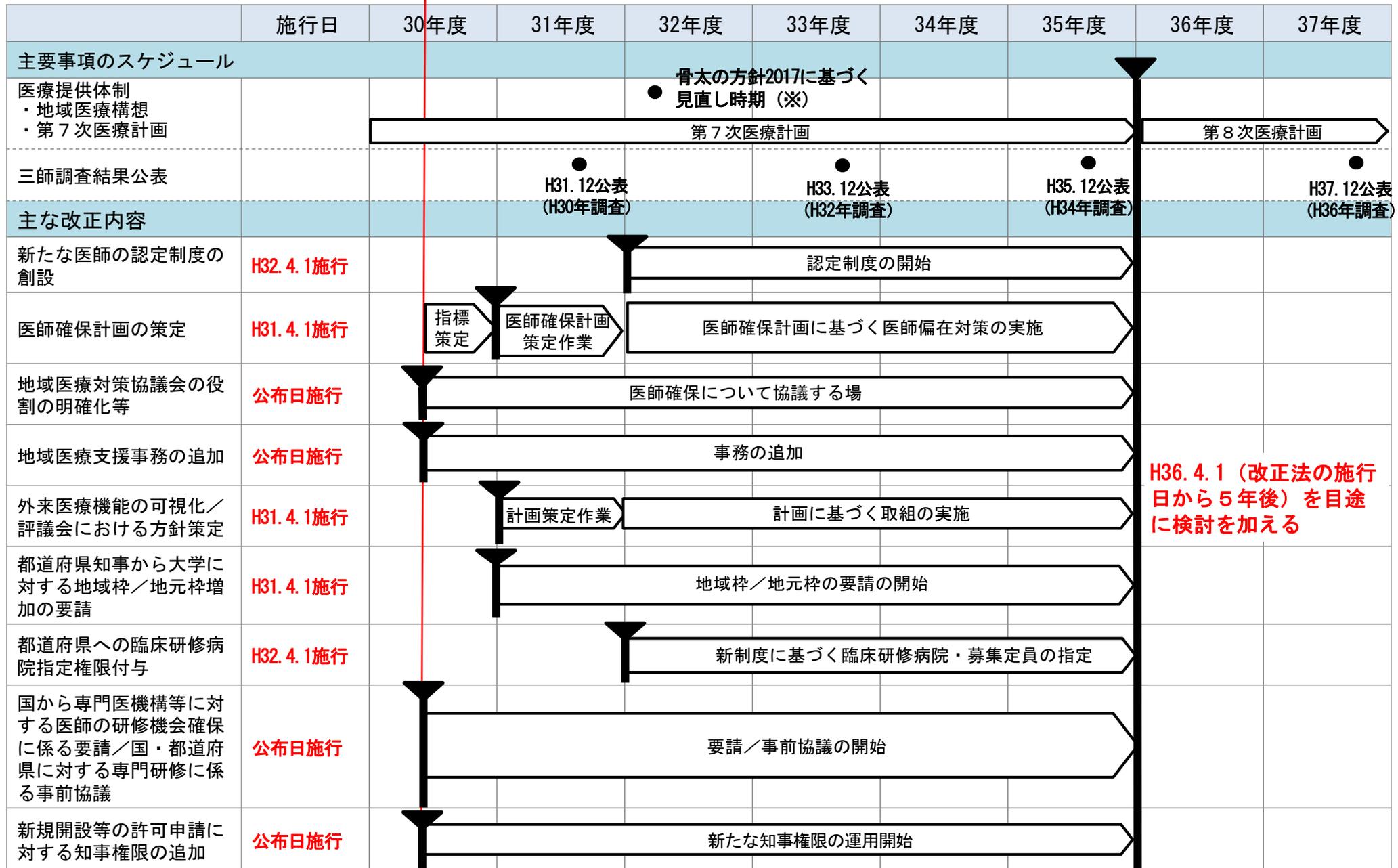
法案審査②（4時間）、可決

### （衆議院本会議）

平成30年7月18日 可決、法案成立

平成30年7月25日 公布

# 公布 医師偏在対策法の施行スケジュール

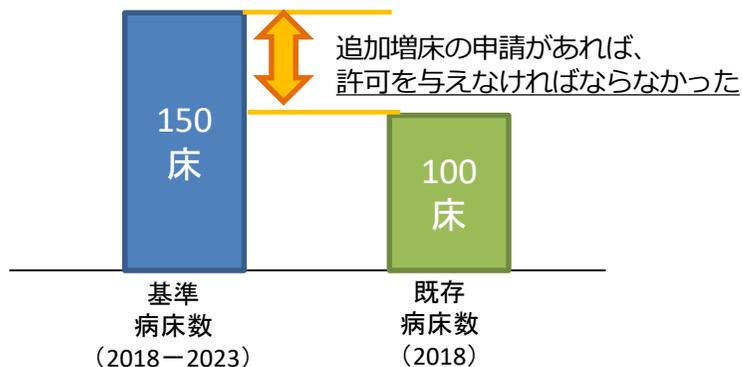


※経済・財政再生計画改革工程表 2017改定版(抄) 都道府県の体制・権限の在り方について、地域医療構想調整会議の議論の進捗、2014年の法律改正で新たに設けた権限の行使状況等を勘案した上で、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて2020年央までに必要な措置を講ずる。

# 地域医療構想の達成を図るための都道府県知事等の権限の追加について

## 従前の基準病床制度における課題

- 法改正前の都道府県知事に付与されていた地域医療構想達成のための権限のみでは、**将来の病床数の必要量の多寡に関係なく、既存病床が基準病床を下回る場合には、増床等の許可申請があれば、許可を与えなければならない**状況にあった。



法改正

## 追加した知事権限による対応

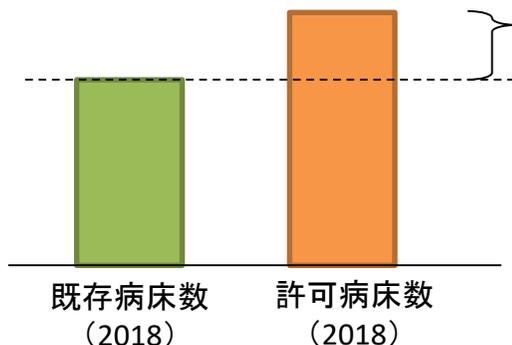
- 既存病床数が基準病床数を下回るような地域であっても、**許可病床数が既に将来の病床の必要量に達している場合には、必要な手続を経た上で、都道府県知事が許可を与えないこと（民間医療機関の場合には勧告）**ができる。



## 許可病床数と既存病床数の違い

許可病床数: 医療法第7条の規定により、開設(増床、病床の種別変更含む)許可を受けた病床数

既存病床数: 開設許可(増床を含む)を行う際に、基準病床数と比較し、病床過剰地域か否かを判断する際の基準となる病床数  
許可病床数に一定の補正を行い算出



既存病床数には算入しない病床は次のとおり

- ①平成18年12月31日以前に許可を受けた診療所の一般病床
- ②以下の施設の病床のうち、一般の患者の利用に供さない部分
  - ・宮内庁病院、自衛隊病院、刑事施設等、労災病院
  - ・特定の事業者等の従業員及びその家族の診療のみを行う医療機関
  - ・障害者総合支援法に規定する療養介護を行う施設、児童福祉法に規定する入所施設
  - ・独立行政法人自動車事故対策機構法に規定する施設
- ③放射線治療室の病床
- ④国立及び国立以外のハンセン病療養所の病床
- ⑤医療観察法に基づく指定入院医療機関である病院の病床

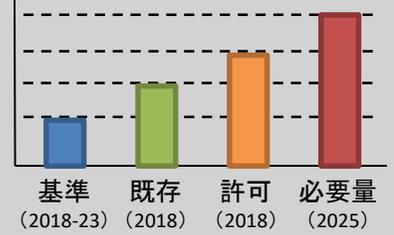
基準病床と既存病床の比較

過剰地域

基準 ≤ 既存のため  
追加的な整備は原則不可

■ パターン I (35医療圏) ※2

基準 ≤ 既存 かつ 許可 < 必要

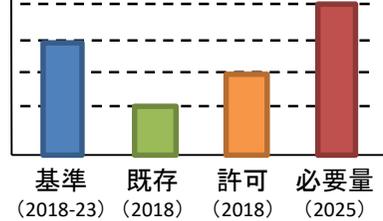


非過剰地域

基準 > 既存

■ パターン II (16医療圏)

基準 > 既存 かつ 許可 < 必要  
(基準 < 必要)

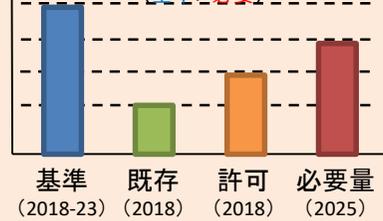


改正法により追加された知事権限を  
活用し得るケース

非過剰地域であるが、  
基準病床数より、将来の必要量が少ないため、  
将来の必要量を重視した対応が必要

■ パターン III (0医療圏)

基準 > 既存 かつ 許可 < 必要  
(基準 ≥ 必要)

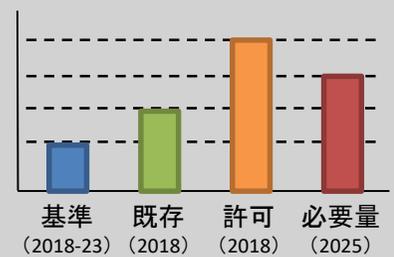


許可 < 必要

2025の病床の必要量と許可病床の比較

■ パターン IV (257医療圏)

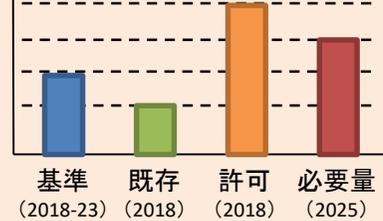
基準 ≤ 既存 かつ 許可 ≥ 必要



非過剰地域であるが、許可病床数が、既に将来の必要量より多い

■ パターン V (6医療圏)

基準 > 既存 かつ 許可 ≥ 必要  
(基準 < 必要)



■ パターン VI (21医療圏)

基準 > 既存 かつ 許可 ≥ 必要  
(基準 > 必要)



許可 ≥ 必要  
のため追加  
的な整備は  
原則不可

※1 パターン別の医療圏の数は平成30年4月からの第7次医療計画に記載された内容等に基づき算出

※2 既存病床数が基準病床数を越えている病床過剰地域で、病床数の必要量が将来においても既存病床数(及び許可病床数)を大きく上回ると見込まれる場合は、高齢者人口の増加に伴う医療需要の増加を勘案し、必要に応じて基準病床数の見直しを行うことが可能。

(参考)

# 関係条文(基準病床数制度①)

## <病院の開設等の許可>

### ○ 医療法（昭和23年法律第205号）

**第七条 病院を開設しようとするとき**、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。）でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十五条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第三項の規定による登録を受けた者に限る。以下この条、第八条及び第十一条において同じ。）でない者が助産所を開設しようとするときは、**開設地の都道府県知事**（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条、第二十四条の二、第二十七条及び第二十八条から第三十条までの規定において同じ。）**の許可を受けなければならない。**

**2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別（以下「病床の種別」という。）その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき**、又は臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で診療所を開設したもの若しくは助産師でない者で助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、**厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。**

**一 精神病床**（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）

**二 感染症病床**（病院の病床のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項に規定する一類感染症、同条第三項に規定する二類感染症（結核を除く。）、同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第八項に規定する指定感染症（同法第七条の規定により同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第七条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）並びに同法第六条第九項に規定する新感染症の所見がある者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）

**三 結核病床**（病院の病床のうち、結核の患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）

**四 療養病床**（病院又は診療所の病床のうち、前三号に掲げる病床以外の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）

**五 一般病床**（病院又は診療所の病床のうち、前各号に掲げる病床以外のものをいう。以下同じ。）

# 関係条文(基準病床数制度②)

## ＜基準病床数を超える場合の公的医療機関等に対する不許可権限＞

### ○ 医療法（昭和23年法律第205号）

第七条の二 **都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域【註：構想区域】**（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この条において「療養病床等」という。）のみである場合は医療計画において定める第三十条の四第二項第十二号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）**における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数**（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）**が、**同条第六項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定めるその地域の**当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数**（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）**に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によってこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。**

#### **一 第三十一条に規定する者【註：公的医療機関】**

二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定に基づき設立された共済組合及びその連合会

三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定に基づき設立された共済組合

四 前二号に掲げるもののほか、政令で定める法律に基づき設立された共済組合及びその連合会

五 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団

六 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定に基づき設立された健康保険組合及びその連合会

七 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定に基づき設立された国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

八 独立行政法人地域医療機能推進機構

2・3 （略）

4 前三項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、第三十条の四第六項の厚生労働省令で定める基準に従い都道府県の条例の定めるところにより、病院又は診療所の機能及び性格を考慮して、必要な補正を行わなければならない。

5 **都道府県知事は、第一項若しくは第二項の規定により前条第一項から第三項までの許可を与えない処分をし、又は第三項の規定により命令しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。**

6 **都道府県知事は、第三項の規定による命令をした場合において、当該命令を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。**

7 （略）

# 関係条文(地域医療構想の達成を図るための権限)

## <将来の病床数の必要量を超える場合の手續及び公的医療機関等に対する不許可権限>

### ○ 医療法（昭和23年法律第205号）

第七条の三 **都道府県知事は、病院の開設の許可又は病院の病床数の増加の許可の申請（療養病床等に関するものに限る。）があつた場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む構想区域における療養病床及び一般病床の数の合計が、医療計画において定める当該構想区域における第三十条の四第二項第七号イに規定する将来の病床数の必要量の合計に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病院の病床数の増加によつてこれを超えることになると認めるときは、当該申請をした者（以下この条において「申請者」という。）に対し、当該構想区域において病院の開設又は病院の病床数の増加が必要である理由その他の厚生労働省令で定める事項（以下この条において「理由等」という。）を記載した書面の提出を求めることができる。**

- 2 **都道府県知事は、理由等が十分でないと認めるときは、申請者に対し、第三十条の十四第一項に規定する協議の場【註：地域医療構想調整会議】における協議に参加するよう求めることができる。**
- 3 申請者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。
- 4 **都道府県知事は、第二項の協議の場における協議が調わないとき、その他の厚生労働省令で定めるときは、申請者に対し、都道府県医療審議会に出席し、理由等について説明をするよう求めることができる。**
- 5 申請者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、都道府県医療審議会に出席し、理由等について説明をするよう努めなければならない。
- 6 **都道府県知事は、第二項の協議の場における協議の内容及び第四項の説明の内容を踏まえ、理由等がやむを得ないものと認められないときは、申請者（前条第一項各号に掲げる者【註：公的医療機関等】に限る。）に対し、第七条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。**
- 7 都道府県知事は、前項の規定により第七条第一項又は第二項の許可を与えない処分をしようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
- 8 前各項の規定は、診療所の病床の設置の許可又は診療所の病床数の増加の許可の申請について準用する。この場合において、第六項中「同条第一項又は第二項」とあるのは「同条第三項」と、前項中「第七条第一項又は第二項」とあるのは「第七条第三項」と読み替えるものとする。

# 関係条文(基準病床数制度・地域医療構想の達成を図るための権限)

## <病院の開設等の申請者が公的医療機関等以外の医療機関である場合の勧告権限（基準病床数制度・地域医療構想の達成を図るための権限共通）>

- 医療法（昭和23年法律第205号）

第三十条の十一 **都道府県知事は**、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、**病院若しくは診療所を開設しようとする者又は病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者に対し**、都道府県医療審議会の意見を聴いて、**病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加に関して勧告することができる。**

## <勧告を受けた医療機関が従わない場合の保険医療機関の不指定権限>

- 健康保険法（大正11年法律第70号）

（保険医療機関又は保険薬局の指定）

第六十五条（略）

2・3（略）

4 **厚生労働大臣は**、第二項の病院又は診療所について第一項の申請があった場合において、**次の各号のいずれかに該当するときは、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて**、第六十三条第三項第一号の**指定【註：保険医療機関の指定】を行うことができる。**

一（略）

二 当該申請に係る病床の種別に応じ、医療法第七条の二第一項に規定する地域における**保険医療機関の病床数が**、その指定により同法第三十条の四第一項に規定する**医療計画において定める基準病床数**を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数**を超えることになると認める場合**（その数を既に超えている場合を含む。）で**あって、当該病院又は診療所の開設者又は管理者が**同法第三十条の十一の規定による**都道府県知事の勧告を受け、これに従わないとき。**

三 医療法第七条の三第一項に規定する**構想区域における保険医療機関の病床数が**、当該申請に係る指定により同法第三十条の四第一項に規定する**医療計画において定める将来の病床数の必要量**を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数**を超えることになると認める場合**（その数を既に超えている場合を含む。）**であって、当該病院又は診療所の開設者又は管理者が**同法第三十条の十一の規定による**都道府県知事の勧告を受け、これに従わないとき。**

四（略）